

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|---------------------|------|-----------------|---|----|------------------------------|------|
| 2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流 | | | | | | |
| 1 | 時計協 | 高輸入関税 | ・腕時計の関税は、完成品6.4%、ムーブメント4%と高い。RCEPが施行されたが、譲許率は即時撤廃もあるものの10年～15年かけての段階的撤廃が多い。 | 継続 | ・関税の低減及び撤廃。 | ・関税法 |
| 2 | 印刷機械 | 高輸入関税 | ・欧州は韓国とFTAを結んでおり、欧州の機械は関税がゼロになっている。競合する機械に対して不利な状況にある。 | 継続 | ・すぐに韓国側の関税を下げてもらいたい。 | |
| 3 | 日機輸 | FTAによる関税格差 | ・日本から韓国への出荷の際、発電設備の主要機器であるガスタービンと蒸気タービンに対して韓国の輸入関税が課される（RCEP協定下では日本側の輸入関税は免税されることになっているが、韓国側での輸入関税は引き続き課される片務的な扱いになっている）。 弊社競合企業（GE, Simenens）が製造拠点を持つ米国、独国（EU）は韓国政府との間でFTA締結済であり輸入関税込での評価では弊社が不利な立場に置かれている。 | 新規 | ・ガスタービンと蒸気タービンに対する韓国輸入関税の撤廃。 | |
| 4 | 日鉄連 | 長期に渡るアンチダンピング課税 | ・2003年7月5日、日本製ステンレス棒・形鋼に対してAD調査開始（インド、スペインも対象）。 ・2004年7月30日、最終決定でクロ、アンチダンピング課税決定。 ・2009年3月27日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対するサンセットレビュー開始。 ・2010年2月24日、アンチダンピング措置継続（3年間） ・2010年4月28日、日本製ステンレス厚板に対してアンチダンピング調査（予備調査）を開始。 対象品目は厚さ8mm以上80mm以下、幅1,000mm以上3,270mm以下のもので、主要用途は石油化学・LNG船・建設・原子力発電所・淡水化設備等。 ・2010年9月15日、予備調査の結果、クロ裁定。3～5カ月に亘る本調査を開始。 ・2011年2月23日、最終決定でクロ、アンチダンピング課税決定。 ・2012年9月20日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する2度目のサンセットレビュー開始。 ・2013年7月25日、アンチダンピング措置継続（3年間）。 ・2015年12月11日、日本製ステンレス厚板に対するサンセットレビュー開始。 ・2016年6月3日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する3度目のサンセットレビュー開始。 ・2016年12月6日、ステンレス厚板アンチダンピング措置継続（3年間） ・2017年6月2日、ステンレス棒鋼アンチダンピング措置継続（3年間） ・2018年6月21日、日本政府がステンレス棒鋼アンチダンピングのサンセットレビュー調査の認定内容についてWTO紛争解決機関に提訴。 ・2019年7月15日、日本製ステンレス厚板に対する2度目のサンセットレビュー開始。 ・2020年6月15日、企画財務部が日本製ステンレス厚板に対するアンチダンピング措置の3年間延長を決定。 ・2020年7月14日、日本製ステンレス厚板に対するアンチダンピングサンセットレビューでクロの最終決定。3年間の措置延長決定。 ・2020年11月30日、WTO紛争解決機関が、ステンレス棒鋼アンチダンピングのサンセットレビュー調査の認定内容について日本側主張を認め、韓国の措置はアンチダンピング協定違反と判断され、韓国に対してアンチダンピング協定を順守する措置をとるように勧告する、パネル最終報告書を公表。 ・2021年1月22日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する4度目のアンチダンピングサンセットレビューで措置継続決定（3年間）。 ・2024年1月22日、韓国産業通商資源部(MOTIE)が国内製造者から措置延長申請が行われなかったとして、4回目の措置延長期間の満了により終了する旨、公示。 | 変更 | ・措置撤廃。 ・調査中止。 | |
| 5 | 印刷機械 | アンチダンピングによる輸入規制 | ・印刷用紙（塗工紙）について、日本品は16%のアンチダンピング課税がかけられている。実際、韓国製紙会社の価格に対して極端に安くはなく、また韓国メーカーは日本へ関税フリーで輸出しており不公平な状態。 | 継続 | ・アンチダンピング対象から除外。 | |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|-------------------|------|---------------------|---|----|--|---|
| 6 | 日機輸 | 重量物の内陸輸送規制 | ・40t以上の重量物を内陸輸送する場合、補強工事が必要となるが、天候の関係で工事中の災害発生率が高くなるという理由で下記の期間については工事認許が発行されず輸送もできない。 【韓国国内重量物輸送制限期間】 夏季：毎年5月15日から10月15日まで 冬季：毎年12月1日から翌年3月15日まで | 新規 | ・工事認許/内陸輸送制限期間の緩和/撤廃。 | |
| 7 | 日機輸 | 港の混雑 | ・韓国の主要港湾では混雑悪化で沖待ちが常態化。コンテナの回転率悪化、スケジュール遅延によるスペース不足に拍車を掛けている状況が続いている。 | 継続 | | |
| 4. 為替管理・金融 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | クロスボーダーの為替・資金取引制限 | ・資本流出規制により、韓国ウォンを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間（インターカンパニー）での資金貸出、預入実施に制約がある（当局の認可が必要）。 | 継続 | ・外国為替取引の自由化をして頂きたい。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化をして頂きたい。 | ・外国為替管理法 |
| 2 | 日鉄連 | クレジットカードの保証人要件、上限規制 | ・銀行発行クレジットカード申請の際、保証人が必要。また銀行発行クレジットカードの上限が、カード使用者のレベル、銀行への預金額の大小に関わらず低すぎるため、業務上不便が生じる。（200万W） | 継続 | ・基準緩和。 | |
| 5. 税制 | | | | | | |
| 1 | 時計協 | 重い税負担 | ・CIF価格と関税の合計がKRW 2,000,000を超える製品については、KRW 2,000,000超過分に対して26% 20%の特別消費税(Special Consumption Tax)が輸入時に追加で課され、更に、上記特別消費税額の30%がEducation taxとして課税される。 | 新規 | ・各種税の低減及び撤廃。 | ・関税法 ・ Individual Consumption Tax Act ・ Education Tax Act |
| 2 | 日機輸 | 親子間配当における源泉徴収課税の懸念 | ・親子間配当について10%の源泉徴収課税が行われており現地子会社から日本親会社への利益還流の障害要因となっている。 | 継続 | ・親子間配当の源泉税を免税（0%）にして頂きたい。 | ・租税条約 |
| 3 | 日機輸 | 移転価格事前確認申請の不合理的 | ・移転価格事前確認の申請自体を当局の意向に沿ったものでないと受け付けない事例がある。 | 継続 | ・納税者が合理的と考える内容での事前確認申請の提出を行う権利を尊重して頂きたい。 | |
| 4 | 日鉄連 | 移転価格評価での法人税の扱いの不適正 | ・法人税を設定する際の移転価格評価が他国との比較において相対的に高い。 | 継続 | ・適正な外資企業への課税制度。 | |
| 6. 雇用 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 就業規則の不利益変更時の同意義務 | ・韓国の勤労基準法では、就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の合意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。韓国へ進出している日系企業よりも「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」、「定年延長義務化にも拘わらず、賞金ピーク制の導入は組合同意が必要」等のコメントがあり、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。 | 継続 | ・企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、勤労基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃と、同2項に規定されている手続きの改定（雇用労働部長官への届出義務の撤廃、及びそれに代わる判断力のある司法機関での判断）をお願いしたい。 | ・勤労基準法第94条第1項、及び同2項 |
| 2 | 日機輸 | 解雇の困難 | ・勤労基準法第23条第1項の定めに基づいて、使用者は勤労者を「正当な理由」無しに解雇できないが、その基準が非常に厳しい為、現実的に低成果を事由にて勤労者を解雇するのは不可能な状況である。 | 継続 | ・社会通念上の納得性・合理性を揃えた場合、低成果者の解雇が出来るよう、「正当な事由」の判断基準の緩和をお願いしたい。 | ・勤労基準法第23条第1項 |
| 7. 駐在員・出向者等に関する問題 | | | | | | |

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|-------------|------|----------------------|--|----|---|--|
| 1 | 日鉄連 | 駐在員就労ビザ発給の基準の不明確さ | ・駐在員事務所の就労ビザは韓国人従業員を管理する立場の役職でないが発給不可との説明を受け、ビザ取得に支障をきたしているが、明確な発給基準は示されていない。 | 継続 | ・外国人就労法制度の整備。 | |
| 8. 知的財産制度運用 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 通常実施権の対抗要件 | ・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業には非常に負担になる。 また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。 実際に、実施許諾を受けている特許権に基づいて提訴される事件も発生しており、一刻も早く当然対抗制度の導入を求めたい。 | 継続 | ・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにして頂きたい。 | ・韓国特許法第118条1項 |
| 2 | 日機輸 | 訂正審判等請求時の通常実施権者の承諾義務 | ・特許権について通常実施権の許諾をしている場合は、訂正審判請求等を行う時、通常実施権者の承諾を得る必要がある。しかし、ライセンス態様の複雑化により、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難なことが多い。そうすると、無効審判請求に対する訂正審判等ができなくなり、特許権者の防御手段が実質的に失われる。 | 継続 | ・訂正審判を請求するとき又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおいて訂正の請求をするときは、通常実施権者の承諾を不要として頂きたい。 ・本件は、日本で改正されたので、令和3年特許法改正を参考にして頂きたい（日本特許法127条並びに同条を準用する同法第120条の5第9項及び第134条の2第9項）。 | ・韓国特許法136条第8項並びに同条を準用する附則[2001.2.3] ・韓国特許法132条の3第3項及び133条の2第4項 |
| 3 | 日機輸 | 間接侵害規定の規定の曖昧 | ・現行特許法第127条では、いわゆる間接侵害を規定しているが、対象を専用部品（その生産にのみ使用する物、その方法の実施にのみ使用する物）に限定している。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈されると、間接侵害規定による救済が難しくなる。 近年、ソフトウェア関連発明の保護が拡充されている（2020年3月11日施行法）。ソフトウェア関連発明では、ソフトウェアの部品にあたる各モジュールが一般的に他のソフトウェアの開発にも使えるよう汎用性を持たせて作られているケースも多く、「のみ」という要件を厳格に解釈すると、間接侵害規定の適用による救済がほとんど受けられないとも懸念される。 なお、日本においても、2002年の特許法改正前は、「専用品」にしか間接侵害を認めていなかったが、当時間接侵害の成否を争った50件の裁判において、半数を超える29件で「専用品」ではないとの理由で間接侵害の成立が否定されている。 | 継続 | ・権利保護強化の観点から、「専用品」に加えて、「専用品ではないが特許の重要部品」については「悪意」（特許法第94条第2項の「特許権または専用実施権を侵害するということを知りながら」のような内容）で供給することを条件に、間接侵害と認定するよう成立範囲を拡大して頂きたい。 【海外での事例】 1. 日本・海外での法令・実施状況 日本国特許法101条、ドイツ特許法10条、米国特許法271条。 | ・特許法第127条 |
| 4 | 日機輸 | 故意侵害に対する懲罰的損害賠償の不適切 | ・2019年改正特許法において、故意侵害の際の懲罰賠償の規定が追加された。しかしながら、他の知的財産権と異なり、侵害や有効性について高度且つ微妙な判断が必要とされることが多い特許権については、懲罰賠償は馴染まないと考える。悪質な特許権侵害行為についての懲罰は刑事罰で処理すればよく、特許権侵害に基づく当事者間の損害賠償は実際に発生した損害の填補に止めるべきである。 | 継続 | ・懲罰賠償を定めた条文を削除して頂きたい。 | ・特許法第128条 |
| 5 | 製薬協 | 不合理な医薬品特許権の延長期間 | ・新薬の許可手続等に必要期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられている。 韓国特許庁では、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬品安全処で必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」を当該許可等に必要期間としている。 韓国食品医薬品安全処（MFDS）は、新薬の許可等手続において申請者が提出した外国での臨床試験結果を参酌して新薬許可する場合がある。 そのような場合、当該外国での臨床試験期間は、MSDSの承認を得て実施した臨床試験期間として認められていない。その結果、過去に韓国で認められた延長期間は、日米欧で認められた延長期間と比較して短い。 2020年10月29日の韓国特許法院判決において、国内臨床試験期間のみを考慮する現在の審査基準に法的根拠がないことが示唆され、初めて海外での臨床試験期間を延長期間の算定に含めることが認められた（II型糖尿病治療薬Galvus事件）。事件は大法院に上告されたが、原審で勝訴した特許権者に上 | 変更 | ・MFDSが新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入するよう要望する。 ・新薬の品目許可のために必要な原料医薬品登録審査、安全性・有効性評価審査、基準及び試験方法審査、並びに医薬品の製造及び品質管理基準評価の手続きにおいて資料の補完要請を受けた場合の当該資料の補完期間については、特許権者が、補完が帰責事由によるものではないことを立証するか、帰責事由であったとしてもそれにより許 | ・韓国特許法92条 ・特許庁告示第2012-17号 ・特許法一部改正法案（議案番号2121189）（2023年4月6日発議） |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|---------------------------|--|----|---|----------------------|
| | | | 告の利益なしとの理由で上告は却下された（大法院2021年10月28日宣告2020HU11752）。 2023年4月6日に国会に提出された特許法一部改正法案は、国民の後発医薬品へのアクセスの向上および特許延長制度の国際調和という理由で、「許可等による延長された特許権の存続期間の上限14年の設定」および「一つの許可等に対して延長可能な特許件数を単数に限定」という一方的に特許権者側に不利益な内容である。但し、現地姉妹団体によれば、今年国会任期（2024年5月29日）中に成立の可能性は低い。 | | <p>可が遅れたことについての相当の因果関係がないことを立証することができる限りにおいて、延長期間に含める運用とするよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権者側が審査で認定された延長期間に不服がある場合、日本と同様に、延長登録出願が係属している限り、拒絶査定不服審判の請求後であっても、随時、延長を求める期間を補正できるよう法改正を要望する。 ・特許延長制度改正に関する一案として、欧州の方式に倣った延長期間の算定方法に変更することを提案する。 | |
| 6 | 日機輸 | コンピュータソフトウェア関連発明の保護範囲の不明確 | <p>・2020年3月11日の特許法改正により、方法の発明の実施行為として、その方法の使用を申し出る行為が追加された。この改正については歓迎すべきものである一方、以下に示すように、改正の内容や改正によって拡張された実施行為について一部不明確な部分がある。そのため、改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にして頂くことを希望する。</p> <p>①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義が不明確であることによる問題： 「方法の使用を申し出る行為」として「情報通信網を通じてソフトウェアやデータを使用者に転送する行為」が含まれることは明確だが、その他の行為が明確化されていない。例えばソフトウェアやデータの提供に供する「情報通信網」がプライベートに作成されたクラウドやプラットフォームだった場合、その「情報通信網」を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為は「方法の使用を申し出る行為」に該当するか否かが明確に示されていない状況である。</p> <p>また、ソフトウェアやデータの配信以外の行為については、具体的にどのような行為が「方法の使用を申し出る行為」に含まれるのか不明確であると思われる。</p> <p>②第94条第2項における「知りながら」という文言の定義が不明確であることによる問題： 「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定義であるのか不明確化されていない。</p> <p>なお、上記について明確化されたとしても、その内容次第では、侵害行為の立証が非常に難しくなる。このため、当初意図していたソフトウェア関連発明に関する特許権の保護強化が実質的に実現できない可能性があると思われる。</p> | 変更 | <p>・改正後の特許法における方法の発明に関して不明確な部分を明確にして頂きたい。今後、判例を待って定義を明確化させていく場合、判例が出るまでの期間は定義が不明確なことににより発明の保護が不十分となる恐れがある。このため、特に解釈の機会が多いと思われる第2条第3項の「方法の使用を申し出る行為」と「情報通信網」、および第94条第2項における「知りながら」の定義を明確にして頂くことを希望する。</p> <p>詳細については以下に説明する。</p> <p>①改正後の第2条第3項ナ目における「方法の使用を申し出る行為」の定義の明確化： (i) 「方法の使用を申し出る行為」には具体的にどのような行為が含まれるかを、ガイドライン等でより明確にして頂きたい。 (ii) それに加え「情報通信網」がどのような態様が想定されるか明確に示して頂くことを希望する。具体的には専用のクラウドやプラットフォームが情報通信網として含まれるか明確にして頂くことを希望する。 (iii) どのような行為が含まれるのか明確化された結果、上述したケースにおける「情報通信網（専用のクラウドやプラットフォーム）を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」が「方法の使用を申し出る行為」に含まれないとされる場合は、「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」に対しても権利侵害を主張できるようにして頂けるよう、さらに希望する。具体的には例えば「情報通信網を用いてソフトウェアを配信者に提供する行為」も特許法により定義される方法の行為に含まれるよう、特許法において「方法の行為」を再定義したり、ソフトウェアを物の発明とすることでソフトウェア自体を保護対象としたりして頂くことを希望する。</p> <p>②第94条第2項における「知りながら」の定義の明確化：</p> | ・特許法第2条第3項口目、第94条第2項 |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|--------------------------|------|-----------------|--|----|---|---------------|
| | | | | | <p>(i) 「知りながら」の定義を明確にして頂くことを希望する。具体的には例えば、「知りながら」とは、「特許公報が発行されたにもかかわらず」であるのか、「警告状が送付されたにもかかわらず」であるのか、あるいは他の定義であるのかを明確にして頂くことを希望する。</p> <p>(ii) また、「知りながら」を立証するための具体的な方法や、被告側への立証責任の転換をするケースがありうるのかについても、明確にして頂くことを希望する。</p> <p>【日本の事例】 日本においては、コンピュータプログラム自体が特許を受けることができる旨、特許法に規定されている。また台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりコンピュータプログラム自体を特許の対象とし、英国においても2008年2月よりコンピュータプログラム自体を特許の対象としている。また、欧州においては、EPC52条(2)で保護対象から除外はされているが、審査便覧G部第II章 3.6、F部第IV章 3.9で「プログラムクレーム」が認められている。</p> <p>2014年4月30日付でJIPAより大韓民国産業通商資源部宛で意見提出 http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/14/140430_korea.pdf</p> <p>どのような行為が「知りながら」に該当するのか明確化された結果、実質的に保護が十分行われなと思われる場合は、「知りながら」の定義を再定義したり、「知りながら」という要件をなくしたり、「知りながら」の立証が容易となるように立証要件を検討して頂くことをさらに希望する。</p> | |
| 9. 工業規格・基準・安全認証 | | | | | | |
| 1 | 医機連 | 新規登録審査の厳格化 | ・新規登録の体外診断用医薬品(IVD)製品の臨床試験の内容が非常にハードルが高く、コスト、期間面でもかなりの労力を要する。 | 新規 | ・CEマークやFDA承認を得ている場合は臨床試験の簡素化をお願いしたい。 | |
| 2 | 医機連 | 校正の考え方の不統一 | ・計測器の校正結果に対して、「不確かさ」も加味して結果判断をするべきというご意見をいただいた。各国において校正に対して、どこまでの結果が要求されているのか。 | 新規 | ・校正精度の考え方を統一して欲しい。 | |
| 11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等 | | | | | | |
| 1 | 製薬協 | 低い薬価、長期を要する保険償還 | ・薬価について、以下の問題がある。 一提示される薬価が低く、ビジネスが成り立たないケースも発生している。 一提示される薬価が低く、薬価交渉に時間を要することから、薬価償還まで時間を要しドラッグラグ、ドラッグロスが生じている。 | 新規 | ・医薬品産業においてビジネスが成立する環境の整備。 | |
| 2 | 日機輪 | 「重大災害処 | ・韓国国会は2021年1月、「重大災害処罰などに関する法律」を新規制定し | 継続 | ・法律違反に該当する条件をより明確 | ・重大災害処罰などに関する |

※経由団体：各個人の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|-----------------|---|----|---|-----------|
| | | 罰法」の過度な罰則、運用の曖昧 | た(施行は2022年1月から)。内容として、企業で死亡事故などの「重大災害」発生時、経営責任者(法人・事業主・元請者)に2-5年以上の懲役または最大10億ウォン(法人には最大50億ウォンまで)の罰金を賦課すると定めている。人命被害を予防する趣旨は尊重すべきであるが、以下の諸観点で批判を浴びているところ。 ①懲役と罰金水準があまりにも過度で、中小企業には当法律違反が破産まで繋がりがかねない。 ②経営責任者が「支配・統制」できる範囲の外にある産業災害に対しても責任を取ることになり、連座の恐れがある。 ③災害が下請事業場で発生しても、自動で元請企業も責任を取らざるを得なくなっている。 | | にするとともに、災害発生と処罰間の因果関係で不当な被害が出ないよう、補完立法が必要である。 | 法律 第5-11条 |
| 3 | 日機輸 | 「重大災害処罰法」の過度な罰則 | ・重大災害撲滅の観点からは一部了承すべきところはあるが、産業災害処罰として、経営責任者に過重な責任(罰金+懲役刑)を規定していることは問題。 | 継続 | ・経営責任者の懲役刑の免除一般刑事責任の処罰ではなく、産業災害安全責任としての処罰が懲役というのはグローバル観点から国際的先進国の姿ではない。 | ・重大災害処罰法 |